

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付要綱

制 定 令和2年3月18日栄地振第1337号(区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化の推進を目的とし、栄区内の一般家庭から排出される生ごみの自家処理をする生ごみ処理器キエーロを購入し、取り組みを行う者に対して、費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

2 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月17日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において補助対象となる「生ごみ処理器キエーロ」とは、次の各号のものとする。

- (1) ミニ・キエーロ
- (2) ミニ・キエーロ L

上記に記載のミニ・キエーロ及びミニ・キエーロ Lとは、プランターを用いた簡易生ごみ処理器であり、キエーロの理念である「土」「太陽」「水」「空気」を充分に取り込む機能を備えた物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 購入時に横浜市栄区民であること。
- (2) 生ごみ処理器キエーロを継続して使用し、生ごみの減量化に取り組む意欲があること。
- (3) 生ごみ処理器キエーロを適切に維持管理し、環境衛生上支障がないように管理することができること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費はミニ・キエーロ及びミニ・キエーロ Lの購入費用とする。また、補助金の額は予算の範囲内で交付するものとし、一台あたり2,000円を上限とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付申請書(第3号様式)を作成、領収書の写しを添付し、購入してから40日以内に横浜市栄区長に申請しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、別途要綱に定める取扱事業者から生ごみ処

理器を購入したときは、当該取扱事業者が横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金交付の申請及び受領について委任することができる。

- 3 前項の委任は横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金申請・受領委任状兼誓約書（第1号様式）により行うこととし、委任を受けた事業者が補助金の交付を受ける場合は、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付申請書表紙（第2号様式）を作成、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金申請・受領委任状兼誓約書（第1号様式）及び横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助に係る領収書（第7号様式）を添付し、横浜市栄区長へ申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 この要綱に基づく補助金の申請があったときは、区長は、その内容を審査し、補助金の交付をしないことと決定したときは、栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）によりその結果を申請者または申請者が委任した者（以下「申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 前条の申請があったとき、区長は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第5号様式）により、その結果を申請者等に通知するものとする。
- 3 区長は、審査上必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 本補助要綱においては横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入後の事後払いとなるため、補助決定通知書が補助額の確定通知を兼ねるものとする。

（補助金の請求）

第7条 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第5号様式）の通知を受けたものは、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金請求書（第6号様式）により、補助金の請求を行うことができる。

（補助金の支出）

第8条 区長は、補助金の交付を決定したのち、適法な請求書を受領した場合、請求書の提出から起算して30日以内に預金口座に振り込むものとする。

（調査）

第9条 区長は、必要があると認めた場合には、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロの状況について、調査を行うことができる。

（補助金交付の決定の取り消し及び返還）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する申請者に対して、補助金の交付の決定を取り消し、または既に交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた者。

- (2) 購入時に横浜市栄区民でないことが明らかとなった者。
- (3) その他、区長が補助金の交付を不相当と認める者。

(関係書類の保存期間)

第 11 条 関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する横浜市の会計年度の翌年度から 5 年間とする。

(その他)

第 12 条 補助金規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(申請窓口)

第 13 条 この要綱にかかる事務は、栄区地域振興課において処理する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

申請・受領委任用

年 月 日

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金申請・受領委任状兼誓約書

横浜市栄区長

住 所

氏 名 印

※自署または押印

横浜市補助金規則及び横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付要綱を遵守
のうえ、同要綱第5条に基づき、横浜市栄区生ごみ処理器「キエーロ購入補助金受領
委任払取扱事業者である _____
に栄区生ごみ処理器購入費補助金交付申請以降の手続き一切を委任し、補助金の受領
についても上記記載の事業者へ委任いたします。

住所：横浜市栄区 _____

氏名： _____

購入日： 年 月 日

購入台数： _____ 台

購入金額： _____ 円

取扱No. ー

第2号様式

事業者申請用

第 号
年 月 日

横浜市栄区長

住所
事業者名称
代表者職氏名

印

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付申請書 表紙

横浜市栄区生ごみ処理器購入費補助金について、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金受領委任払取扱事業者として、 年 月に提出がありました委任状を取りまとめのうえ、申請します。

補助金申請額 金 円

(内訳)

取扱No.	対象者氏名	補助申請額
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円
—		円

(年 月)

個人申請用

第3号様式

年 月 日

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付申請書

横浜市栄区長

住 所

氏 名

㊞

※自署または押印

横浜市補助金規則及び横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付要綱を遵守
のうえ、同要綱第5条に基づき、必要書類を添付のうえ補助金を申請します。

補助金申請額 金 円

添付書類

- ・キエーロ購入に係る領収書

様

横浜市栄区長

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました、横浜市栄区生ごみ処理器購入費補助金キエーロについて、次の理由により交付しないことを通知します。

1 理由

取扱No.	申請者氏名	取扱No.	申請者氏名
—		—	
—		—	
—		—	
—		—	
—		—	

担当：栄区地域振興課 資源化推進担当
TEL894-8576, FAX894-3099

様

横浜市栄区長

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日に申請がありました、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金について、次の条件を付けて交付します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- 1 補助金は、申請した事業の経費のみに使用してください。
- 2 交付時期
適法な請求書を受領した日から30日以内

取扱No.	対象者氏名	取扱No.	対象者氏名
—		—	
—		—	
—		—	
—		—	
—		—	

担当：栄区地域振興課 資源化推進担当
TEL894-8576, FAX894-3099

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金請求書

横浜市栄区長

住 所

氏 名

印

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入費補助金交付要綱第7条に基づき、横浜市栄区生ごみ処理器購入補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	支店名	口座の種類	口座番号
口 座 名 義 (カタカナでご記入ください)			

3 決定通知書番号 栄地振第 _____ 号
決定日 _____年 _____月 _____日

請求者と振込先名義が異なる場合は、下記請求者氏名に記入願います。

上記口座に振り込みをお願いします。

請求者氏名

印

取扱No. ー

